

特定技能に係る技能試験及び日本語試験の受験資格者について

国内の試験（特定技能に係る技能試験及び日本語試験をいう。以下同じ。）においては、中長期在留者（※）又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者とする。

ただし、次に掲げる者を除く。これに該当する者が国内の試験を受験し合格したとしても、在留申請の審査上、「合格者」とは取り扱われないので、注意すること。

- (ア) 退学又は除籍処分となった留学生
- (イ) 失踪した技能実習生
- (ウ) 在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者
- (エ) 日本国内で、以下の在留資格で在留し、計画に基づいて活動中の者
 - A) 在留資格「技能実習」
 - B) 在留資格「研修」
 - C) 在留資格「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」
 - D) 在留資格「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
 - E) 在留資格「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
 - F) 在留資格「特定活動（インターンシップ）」
 - G) 在留資格「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
 - H) 在留資格「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

(※) 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち次に掲げる者以外の者として、在留カードの交付を受けている者

- ① 3月以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ 上記に準ずる者として法務省令で定めるもの